

マイナンバーカードと健康保険証が一体化され

令和6年12月2日以降

紙の保険証の交付は終了となります

後期高齢者医療制度においては、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間に新たに資格取得する方、資格情報が変更になった方、紙の保険証が使えなくなった方（有効期限切れ含む）には、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を交付します。

令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間は、次の①～③の方法により資格情報の確認を行ってください。

資格確認の方法

① 紙の保険証

紙の保険証（青竹色）は、最長で令和7年7月31日まで有効です。

- 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、**令和6年12月2日以降、紙の保険証の交付は終了となります。**
- 令和6年12月1日時点で有効な紙の保険証は、住所や自己負担割合など保険証の記載事項（資格情報）に変更がなければ、**12月2日以降も保険証に記載されている有効期限（最長で令和7年7月31日）まで使うことができます。**
- ただし、住所や自己負担割合など、**保険証の記載事項（資格情報）に変更があった場合は使えなくなります。**被保険者が提示するマイナ保険証又は資格確認書で資格確認を行ってください。

※記載事項が変更になる場合の例

- お引越し（住所の変更）
- 世帯構成の変更や所得の更正（一部負担金の割合変更）

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	01234567	令和7年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	性別 女
生年月日	昭和55年12月30日	
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	令和2年8月1日	
交付年月日	令和6年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	公印

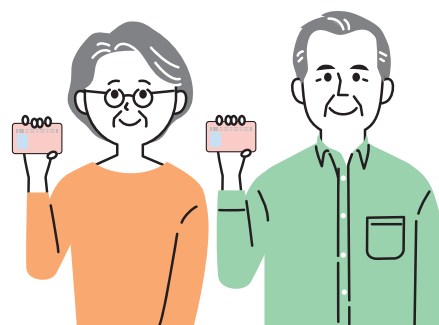
保険証（青竹色・カードサイズ）

※実際の保険証と色味等がやや異なる場合があります。

② マイナ保険証

マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）の提示があったら、オンライン資格確認により資格情報を確認してください。

オンライン資格確認でマイナ保険証の読み取りができない場合は、**マイナ保険証と一緒に**被保険者が自身のスマートフォンで表示した「マイナポータル」の資格情報画面を提示することで受付可能となります。



裏面もご確認ください

③ 資格確認書

以下の方に、資格確認書を随時交付します。

令和6年12月2日から令和7年7月31日までに

- 新たに資格取得する方
 - 資格情報が変更になった方
 - 紙の保険証が使えなくなった方(有効期限切れ含む)
- ※令和6年12月2日時点ですべての方に交付するものではありません。

※マイナ保険証の保有状況にかかわらず交付します。

資格確認書 (オレンジ色・カードサイズ)
※実際の資格確認書と色味等がやや異なる場合があります。

任意記載事項の詳細 (任意記載事項が無い方は空欄)

①「限度区分・発効期日、長期入院該当日」

一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の適用の区分、適用区分の発効期日、長期入院該当がある場合の該当日

②「特定疾病区分・発効期日」

認定を受けた特定疾病を指す区分とその発効期日

区分A: 人工透析が必要な慢性腎不全

区分B: 先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)

区分C: 血液凝固因子製剤の投与に起因する

(血液製剤による) HIV感染症

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証) および限度額適用認定証(限度額認定証)

令和6年12月2日以降、新規の交付は終了となります。

1. 令和6年12月1日までに交付された減額認定証および限度額認定証は、住所や適用区分などに変更がなければ、減額認定証及び限度額認定証に記載されている有効期限(最長で令和7年7月31日)まで使うことができます。
2. オンライン資格確認等システムにより被保険者の適用区分を確認できる場合は、減額認定証および限度額認定証の提示は不要となります。
3. 令和6年12月2日以降、減額認定証および限度額認定証の交付は終了となりますが、本人の申請に基づき、適用区分を資格確認書に記載することができます。ただし、現在減額認定証および限度額認定証をお持ちの方で、資格確認書の交付対象である場合は、申請いただくことなく適用区分を記載した資格確認書を交付します。

特定疾病療養受療証

令和6年12月2日以降も交付され、引き続き使うことができます。

1. 有効期限はなく、更新はありません。
 2. オンライン資格確認等システムにより特定疾病区分を確認できる場合は、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。
 3. 令和6年12月2日以降も、特定疾病療養受療証は引き続き交付を行います。
 4. 市区町村へ申請することにより、特定疾病区分を記載した資格確認書を交付することもできます。
- ※この場合、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。特定疾病区分の詳細は「③資格確認書」をご参照ください。

特定疾病療養受療証

※実際の特定疾病療養受療証と色味等がやや異なる場合があります。

お問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 お問合せセンター
TEL.0570-086-519 FAX.0570-086-075

発行: 東京都後期高齢者医療広域連合